

# 日本イギリス哲学会奨励賞規程

2008年3月27日 制定

2013年3月25日 改定

## 1. 目的および名称

日本イギリス哲学会は、本学会若手研究者のイギリス哲学に関する優れた研究業績を顕彰し、さらなる研究を奨励するために、「日本イギリス哲学会奨励賞」（略称「学会奨励賞」）を設ける。

## 2. 受賞資格者および対象

- 2-1. 受賞資格者は、応募論文刊行時において満40歳以下の本学会会員とする。
- 2-2. 対象は、前年度（前年4月1日～当年3月31日）に刊行された単著の論文とする。著書は対象としない。

## 3. 応募方法

- 3-1. 会員の推薦により、応募するものとする。自薦他薦を問わない。
- 3-2. 応募論文（抜刷またはコピー6部）を、所定の書式による推薦理由書を添えて、所定の期日までに学会事務局に郵送する。
- 3-3. 『イギリス哲学研究』に掲載された前条【2】を満たす公募論文は、自動的に（前項【3-2】の手続きを経ることなく）選考対象とされる。

## 4. 選考方法

- 4-1. 本賞を選考するために、理事会は、理事から選考委員長1名、理事を含む会員から選考委員4名を選び、計5名からなる選考委員会を設ける。
- 4-2. 選考委員長および選考委員の任期は2年とする（ただし、対象論文の専門を考慮して、任期を当該年度に限り、1名の選考委員を指名するものとする）。再任を妨げないが、連続して2期を超えることはないものとする。
- 4-3. 選考委員長のもとで選考委員会が所定の期日までに選考を行い、理事会に選考結果を報告する。理事会は、選考結果の報告をうけ、受賞作を決定する。受賞作は原則1編とする。

## 5. 賞の授与および公表

総会において、選考委員長が選考結果の報告をした後、会長が受賞者に賞状と副賞（賞金）を授与する。  
本人からの公表辞退の申し出がないかぎり、これを「学会通信」、学会ホームページなどを通じて公表する。

## 6. 附則

- 6-1. 本規程は、2012年4月1日から施行する。
- 6-2. 本規程の改正は、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。